

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（パワハラの被害特集号） 2025年9月16日 NO. 749

あなたは、パワー・ハラスメントの被害にあっていませんか 社会問題になっています

学校や自治体でのハラスメントが、大きな社会問題となっています。あらゆるハラスメントを防止・一掃し、誰もが安心して働き続けられる職場環境をつくらなければいけません。事務職員も、校長や副校長、同僚などから、パワハラを受けているとの苦情が多く寄せられています。

不当にも業績評価にD評価をつけられた、同僚の区費事務職員との人兼ね関係がうまくいっていない、現業から職種転換したが軽易な業務しか与えられない、パワハラ被害を訴えたら報復で他地区強制異動を強いられた、私費会計を不当にも押し付けられて過重労働、業務量が多すぎて毎日のように超過勤務を強いられている、年次休暇取得に理由を書かされる、同僚と校長・副校長からパワハラを受けているなどの訴えです。

パワー・ハラスメントとは何か 指導とパワハラとは違います 注意すべき言動例

パワハラとは、「職務上の地位や権限又は職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的苦痛を与え、あるいは職場環境を悪化させること」（人事院）を指します。パワハラは、受け手が不快と感じた場合でも、業務の適正な範囲で行われた場合には該当しません。また、業務上正しいことを命令し、指導する場合でも、感情的、高圧的、攻撃的に行われた場合など、社会通念上許容される限度を超える場合には、該当する可能性があります。

①暴言、②執拗な非難、③威圧的な行為、④実現不可能・無駄な業務の強要、⑤仕事を与えない、⑥仕事以外の事柄の強要、⑦暴力・障害、⑧名誉棄損・侮辱、⑨隔離・仲間外し・無視。

パワハラを受けていると感じたら、一人で悩んだり、我慢せず、信頼できる人に相談を

パワハラは、業務に関連して発生するケースが多いため、加害者が上司（校長・副校長）、被害者が部下（事務職員）という事例、上司である校長・副校長も気が付かずに行っている事例も多いようです。部下の事務職員には、上司に対して、パワハラを受けているとは言い出しにくいことが多いです。一人で悩んだり、我慢したりせず、職場の同僚、知人、人事当局、相談窓口、そして職員団体に相談することが大切です。

パワハラを防止するためには？ コミュニケーションを深め、お互いの人格の尊重を

忙しい時こそ、業務を円滑に進めるための職場のコミュニケーションが大切です。「自分の要望を伝える」「相手の意思を確認する」などが、求められます。

パワハラは、職場内秩序を乱し、各組織の正常な業務運営の障害となり得ます、上司から部下への不用意な言動によって、職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神的な障害に陥る職員を発生させることにもなり得ます。

高知県では、残業代の割増率を現行1.25倍から1.5倍に引き上げる 全国の自治体で初めての取り組み

高知県では、2026年度から知事部局の職員を対象に、時間外労働（残業）の割増賃金率を暫定的に現行1.25倍から1.5倍に引き上げる条例案を議会に提出すると公表しました。割増賃金率を引き上げることで、長時間労働を抑制することがねらいで、引き上げは全国の自治体で初めてのことだと言います。

「均衡割増賃金率」は、約1.44倍 新たに職員を採用するより、残業させた方が安い

労働基準法では、割増賃金率は原則1.25倍以上と定められています。割増賃金率を低く設定されていることで、自治体や企業などが新たに人材を確保するより、同じ従業員が長時間働く方が人件費を抑えられます。

厚生労働省の試算では、新たに従業員を採用する場合と、現在の従業員に残業させたときの人件費が等しくなる「均衡割増賃金率」は、約1.44倍（2021年）だと言います。高知県は、これを上回ることを目指しています。

残業時間を減らすことで、働きやすい職場に

海外では、労働時間の抑制のために、割増賃金率を高く設定しています。割増賃金率を引き上げることで、1人の残業によって仕事量をこなすより、追加の人材を雇う方が人件費を抑えることができます。残業時間を減らすことで、育児や介護などで残業できない従業員にとっても、働きやすい職場づくりにつながります。

最低賃金全国で1千円を超える 過去最高の平均66円上昇 国・知事による政治介入が

最低賃金（時給）は、全国加重平均は昨年より66円（6.3%）上がり、1121円となりました。全都道府県で、1千円を超えました。最高額は東京都の1226円、最低額は高知県、宮崎県、沖縄県の1023円です。

全国で高水準の引き上げがある一方、準備期間が必要などとして発行時期を遅らせる動きが目立ちました。例年は、10月発行が通例ですが、秋田県は来年3月31日の年度末発行となります。

地方の審議では、赤沢経済再生大臣が知事への働きかけ、知事が審議会に目安の上乗せを求めるなど、政治介入がありました。最低賃金は、公労使で構成する審議会が、労働者の生計費、一般的な賃金水準、企業の支払い能力の3要素を考慮して決めるものです。石破政権は、2020年代に1500円への引き上げを目標としています。

最低賃金に近い水準で働く労働者は、全国で約660万人いるそうです。